

在宅高齢者等配食サービスのご案内

● サービス内容

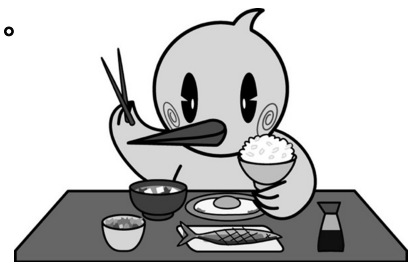
毎週月曜日～日曜日のうち利用が必要と認められた曜日（年末年始を除く）に、安否確認を兼ねて自宅にお弁当をお届けし、午前中からお昼過ぎにかけて配達し、次回お届け時にお弁当の容器を回収します。ご本人の体調が悪い時などは、市や配食サービス事業者から、緊急連絡先にご本人の様子を伝えたり救急車を呼ぶ等対応をいたします。

※安否確認とは、疾患や障害があるために外部の第三者が見守りや状態確認をすることです。

● 対象者

安否確認及び栄養改善が必要で、次のいずれかの要件を満たす方。

- ・在宅で65歳以上の高齢者のみの世帯で調理が困難な方
- ・在宅で障害者手帳を所持する障害者で調理が困難な方



● 利用者の自己負担

1食あたり500円です。

● 配食事業者

事業者名	配達地域	電話番号	普通食	特別食
株式会社シニアライフ クリエイト	全地域	048- 577-4186	○	○
株式会社 NSB	全地域	070- 3326-2644	○	○

※特別食とは、主食が「おかゆ」、副食がキザミやペーストなどになっております。

● 利用のための手続き

次の手続きを経るので、新規申請から利用開始までは1週間～3週間程度かかります。

① 申請

申請書を提出してください。ご本人の署名をいただきます。

申請書は市担当部署の窓口にて用意してあります。ご本人が市役所まで来られない場合は、ご家族による申請、郵送も受け付けます。

② 調査

調理や食事、生活状況を確認するために市職員や地域包括支援センター職員が調査を行います。ご本人以外の方への電話をご希望される場合は、申請時にお申し出ください。

③ 決定

申請書と調査の内容を審査して、利用の可否を決定し、利用決定（または利用却下）通知書を郵送します。利用決定した場合は、配食サービス業者から連絡をいたします。

※生活状況や介護保険サービスの利用状況によって、ご利用いただけなかったり、ご希望の利用回数・曜日とは異なる決定内容となる場合があります。

※配食サービスには有効期限があります。有効期限後も引き続き配食サービスを希望する場合は、期限前に再度申請が必要となりますので、ご注意ください。

※申請時に提供された「緊急連絡先」は、配食サービス業者にも情報提供されます。

④ 配達打ち合わせ

配食サービス業者が、具体的な受け渡し方法、支払い方法、配食開始日の説明のため、電話をかけます。また、実際にご自宅にうかがう場合もあります。

⑤ 利用開始

当日、お客様の安否確認をしながらお弁当を配達を行います。

● 緊急連絡

体調に異常等がある場合、事前連絡がなく不在だった場合には、市または業者から緊急連絡先にご連絡を差し上げることがあります。緊急対応を円滑化するため、ご提出の際に複数の緊急連絡先の提供、連絡の付きやすい携帯電話番号の提供をよろしくお願いいたします。

● 休止

配食サービスをお休みする場合は、必ず利用日前日（前日が休日の場合は、休日が始まる日の前日）の正午までに配食事業所までご連絡ください。連絡をいただかないとキャンセル料が発生する場合があります。

● 利用日・利用回数等の変更

利用する曜日や回数を変更する場合には、必ず事前に市担当まで変更届を提出してください。変更の理由や生活状況からみて、認められた場合のみ、変更できます。

◆ 申請・問合せ先（土日祝日を除く）

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ・ 鴻巣市役所 介護保険課高齢福祉担当 | ☎048-548-1321
(内線) 2672 |
| ・ // 吹上支所 福祉グループ | ☎048-548-1213 |
| ・ // 川里支所 福祉グループ | ☎048-569-1111 |